



製造物責任法の下での過失の比較 : アメリカ・タイを事例として

Comparative Negligence under PL law : Lessons from American Experience

報告概要



製薬会社が製造した薬品により患者に被害が発生したとしても、その薬品が医師により処方された場合には、製薬会社は損害に対して責任を負わないという「知識ある媒介者の法則」が、アメリカの製造物責任法には存在する。

この責任原則を他国の製造物責任法体系に導入するべきかどうか、また導入の際には、責任分配の変更が行われるべきかは問題である。本報告では、アメリカ法とタイ法を比較しながら、そのあるべき姿を検討する。それによって、タイと同じ大陸法諸国に属する日本法の問題についての示唆も行う。

講演

サクダー・タニットクン

(タイ・チュラロンコン大学法学部教授)

※講演は英語で行われます

司会

後藤元伸 (政策創造学部教授)

日時

2014年 12月8日(月)

16:20 ~ 17:50

会場

関西大学千里山キャンパス
児島惟謙館 1階第1会議室

聴講自由
申込不要